

食品安全委員会への意見要請の仕組みについて

食品安全基本法第11条により、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であって、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価（食品健康影響評価）が施策ごとに行わなければならないことが規定されている。

また、関係各大臣は、法第24条第1項に掲げる法律に基づく政省令の改廃等を行う場合には、委員会の意見を聴かなければならないとされており、微生物、ウイルスに関して意見の要請が行われる事例としては次のものが想定される。

○食品衛生法

- ・ 第5条第1項の厚生労働省令を制定若しくは改廃しようとするとき
病肉等の販売等が禁止される獣畜、家きんの種類、疾病の範囲を設定・変更しようとするとき。
- ・ 第7条第1項の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき
微生物及びウイルスに係る食品等の製造等の方法の基準又は成分規格を設定・変更しようとするとき。

○家畜伝染病予防法

- ・ 第2条第1項の政令を制定若しくは改廃の立案をしようとするとき
家畜伝染病について、法第2条第1項に定める家畜以外の家畜の種類を設定・変更しようとするとき。
- ・ 第4条第1項の届出伝染病を定める農林水産省令の制定若しくは改廃しようとするとき
家畜伝染病に準じる伝染病でその発生につき農林水産大臣に届出の必要があるもの（届出伝染病）の種類、家畜の種類を設定・変更しようとするとき。

○と畜場法

- ・ 第13条第1項第3号の厚生労働省令を制定若しくは改廃しようとするとき
と畜場以外の場所であっても直ちにと殺することが必要な場合においてはと殺することができる獣畜の疾病の範囲を設定・変更しようとするとき。
- ・ 第14条第6項の政令の制定改若しくは改廃の立案をしようとするとき
と畜場における検査の方法等について設定・変更しようとするとき。

○水道法

- ・第4条第2項（同条第1項）の厚生労働省令を制定又は改廃しようとするとき

水道水の微生物及びウイルスに係る水質基準を設定・変更しようとするとき。

○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

- ・第3条第1項の規定により基準若しくは規格を設定し、改正し、若しくは廃止しようとするとき

飼料・飼料添加物の製造等の方法の基準又は成分の規格を設定・改正・廃止しようとするとき。

- ・第23条の規定による製造、輸入、販売若しくは使用の禁止を使用するとき

有害な物質を含む飼料・飼料添加物等の販売の禁止をしようとするとき。

○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

- ・第15条第5項の厚生労働省令を制定又は改廃しようとするとき

食鳥処理場における食鳥検査の方法等について定めようとするとき。

- ・第19条の厚生労働省令を制定又は改廃しようとするとき

食鳥処理業者が食鳥検査の結果に基づき食鳥等の疾病・異常に応じて講ずべき措置について設定・変更しようとするとき。

○政令で定めるとき（第24条第1項第14号）

- ・と畜場法施行令第8条第1項の厚生労働省令を制定又は改廃しようとするとき

と畜場において、その疾病の有無について検査を行う疾病の範囲を設定・変更しようとするとき。

この他にも、食品安全基本法第24条第3項の「関係各大臣は、食品の安全性確保に関する施策を策定するために必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる」の規定に基づき、意見の要請がありえる。